



記者発表資料



「千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）」に係るパブリックコメント手続の実施について

千葉市では、障害者総合支援法及び児童福祉法に係る関係省令の一部改正（令和3年4月施行）に伴い、関連する11件の条例等の一部を改正するため、パブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

1 趣旨

障害者総合支援法及び児童福祉法に係る関係省令の一部改正（令和3年4月施行）に伴い、障害福祉サービスを提供する事業所等が満たすべき基準を定める条例の一部を改正しようとするもの。

2 パブリックコメント手続

(1) 公表期間

令和3年1月25日（月）～2月8日（月）

(2) 公表方法

ア 市ホームページへの掲載

【URL】<https://city.chiba.jp/go/pbc>

イ 市内施設での閲覧

障害福祉サービス課（中央コミュニティセンター1階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所地域振興課、市図書館

3 意見の募集

(1) 募集期間

令和3年1月25日（月）～2月8日（月）

(2) 提出方法

ア 郵送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市役所 障害福祉サービス課

イ FAX 245-5630

ウ 電子メール shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp

エ 持参 障害福祉サービス課、各区役所地域振興課

(3) 市民等への周知

ア ちば市政だより 2月号掲載

イ 市ホームページ 令和3年1月25日（月）公開

(4) 市の考え方の公表

意見の概要とその意見に対する市の考え方は、令和3年2月に市ホームページで公表する予定です。
なお、住所、氏名などの個人情報は公表しません。

4 今後の予定

令和3年1月25日～ パブリックコメント手続の実施
令和3年第1回定例会に議案上程
4月1日 条例施行

5 添付資料

「千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）」の概要